PCT
版

労働安全衛生法による

資格取得のガイドブック

労働局長登録教習機関

株式会社 PCT
http://kyosyu.pctc.co.jp

チャレンジするあなたをお待ちしています！

懇切、丁寧な指導で、資格取得を！

株式会社 PCT は、2023年12月に「株式会社nextPCT（旧：株式会社IHI技術教習所）」を吸収合併いたしました。

新たな株式会社 PCT として、引き続き、経営理念であります「未来を見据え、次世代を育む場を提供し続けることに全力で取り組んでまいりますとともに、100 年先も日本が誇れるような技術の継承の礎」となりますように、さらなる持続的な成長を図ってまいります。

全国 17 拠点でお待ちしています。

埼玉教習所

実技場（福岡教習所）

神奈川教習所（あやせ）

神奈川教習所（あやせ）

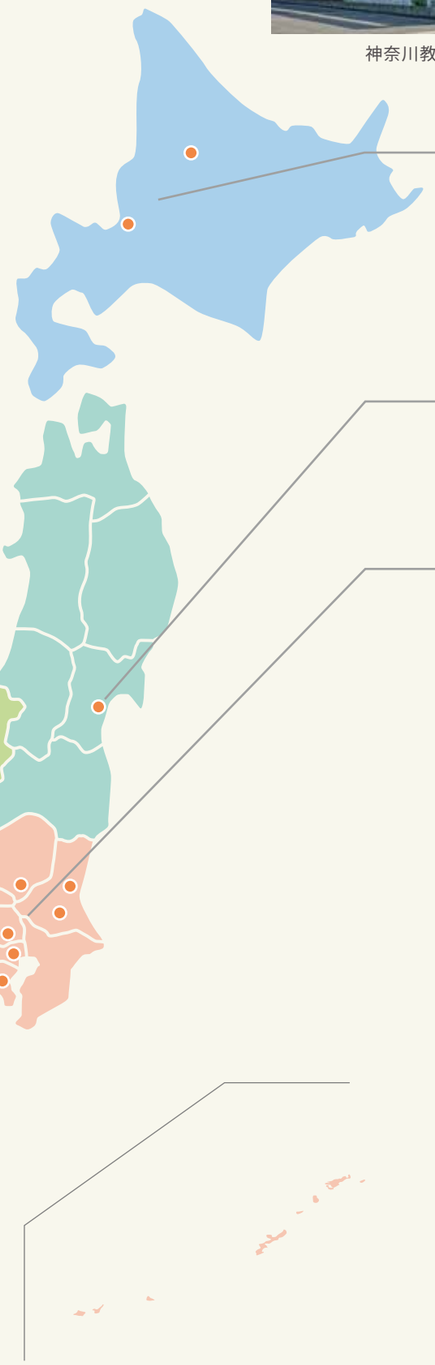

北海道エリア

北海道教習所
北海道石狩市新港中央 2-766-3　TEL:0133-64-6388

旭川出張所
北海道旭川市永山北 1 条 10-13-38　TEL:0166-40-0538

東北エリア

宮城教習所
宮城県多賀城市明月 2-3-1　TEL:022-364-6143

関東・甲信越エリア

茨城教習所
茨城県かすみがうら市戸崎 2328　TEL:029-828-2370

水戸出張所
茨城県那珂市向山 1269-1　TEL:029-352-0285

栃木教習所
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙 3462　TEL:0282-82-8508

群馬教習所
群馬県前橋市富士見町時沢 2803　TEL:027-230-5311

埼玉教習所
埼玉県草加市弁天 5-33-25　TEL:048-931-0121

東京教習所
東京都江東区新砂 1-10-17　TEL:03-5633-8340

神奈川教習所
神奈川県綾瀬市早川 2771-9　TEL:0467-78-7741

相模原出張所
神奈川県相模原市中央区渕野辺 2-5-8　TEL:042-730-6716

山梨教習所
山梨県南アルプス市上今諏訪 709　TEL:055-284-3561

東海エリア

愛知教習所
愛知県岡崎市合歓木町字屋下 1-1　TEL:0564-57-7123

関西エリア

京都教習所
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字岸畑 22　TEL:075-957-4944

大阪教習所
大阪府門真市深田町 22-1　TEL:06-6780-6610

中国エリア

岡山教習所
岡山県赤磐市桜ケ丘東 3-3-765　TEL:086-956-2171

九州エリア

福岡教習所
福岡県粕屋郡新宮町緑ケ浜 2-1-1　TEL:092-963-3634

労働安全衛生法による資格取得について

安全に作業を行うための資格とは何？

労働安全衛生法では安全に作業を行っていただくために、法で定められた危険又は有害な業務に従事するときは、その業務に係わる資格を有する者でなければ、当該業務に就いてはならないとされています。その資格には、免許、技能講習、特別教育、安全衛生教育があります。

免許

労働安全衛生法に基づく免許として、移動式クレーン運転士免許など20種類あります。
移動式クレーンやクレーンは教習所で実技教習を修了すると、国家試験受験の際、実技が1年間免除されますので、各安全衛生技術センターでは学科試験のみの受験となります。

取扱い講習

移動式クレーン《つり上げ荷重5t以上》

対象機種
- ●クローラクレーン
- ●トラッククレーン
- ●ラフテレーンクレーン
- ●フローティングクレーンなど

クレーン・デリック（クレーン限定）《つり上げ荷重5t以上》

対象機種
- ●天井クレーン
- ●橋形クレーン
- ●ジブクレーン
- ●クライミングクレーン
- ●アンローダ
- ●ケーブルクレーン

技能講習

都道府県労働局長に登録した教習機関（教習所）で講習を修了すると技能講習修了証が交付されるもので、車両系建設機械運転技能講習や玉掛け技能講習など40数種類あります。

取扱い講習

車両系建設機械（整地、運搬、積込及び掘削用）《機体質量3t以上》

対象機種
- ●ドラグショベル
- ●パワーショベル
- ●トラクタショベル
- ●ブルドーザーなど

車両系建設機械（基礎工事用）《機体質量3t以上》

対象機種
- ●くい打機
- ●くい抜機
- ●せん孔機、アースドリル
- ●アースオーガー
- ●リバース サーキュレーション ドリルなど

車両系建設機械（解体用）《機体質量3t以上》

対象機種
- ●ブレーカ
- ●鉄骨切断機
- ●コンクリート圧砕機
- ●解体用つかみ機

小型移動式クレーン《つり上げ荷重1t以上5t未満》

対象機種
- ●積載形トラッククレーン及び移動式クレーン運転士免許の対象機械でつり上げ荷重5t未満のもの
- ●クレーン付き油圧ショベル（MLクレーン）

玉掛け《つり上げ荷重1t以上》

対象機種
- ●つり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン
- ●揚貨装置

床上操作式クレーン《つり上げ荷重5t以上》

対象機種
- ●天井クレーン、橋形クレーンで床上で運転し、運転者が荷物とともに移動するクレーン

不整地運搬車《最大積載量1t以上》

対象機種
- ●クローラキャリア
- ●ホイールキャリア

ガス溶接

対象業務
- ●可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断等を行う設備の取扱い

高所作業車《作業床の高さ10m以上》

対象機種
- ●トラック式
- ●ホイール式
- ●クローラ式

フォークリフト《最大荷重1t以上》

対象機種
- ●エンジン式
- ●バッテリー式

ショベルローダー等

対象機種
- ●ショベルローダー
- ●フォークローダー
  ※2輪駆動のもの

各種作業主任者

- ●地山掘削及び土止め支保工
- ●型枠支保工の組立て等
- ●足場の組立て等
- ●有機溶剤（衛生系）
- ●特化物及び四アルキル鉛等（衛生系）
- ●酸欠・硫化水素危険（衛生系）
- ●石綿（衛生系）

特別教育

危険又は有害な業務に労働者を就かせる場合、事業主が責任をもって行う教育です。
一般的には教習所が事業主に代わって実施しており、小型車両系建設機械やフルハーネス特別教育など50数種類あります。

取扱い講習

小型車両系建設機械（整地等）《機体質量3t未満》

対象機種
- ●車両系建設機械（整地等）技能講習 対象機械の小型のもの
- ●ドラグショベル
- ●ブルドーザー
- ●ホイールローダー

フォークリフト《最大荷重1t未満》

対象機種
- ●エンジン式
- ●バッテリー式

クレーン《つり上げ荷重5t未満》

対象機種
- ●クレーン・デリック（クレーン限定）運転士免許の対象機械の小型のもの
- ●つり上げ荷重が5t未満のクレーン
- ●つり上げ荷重が5t未満の跨線テルハ
- ●つり上げ荷重が5t未満のデリック

自由研削といし

対象業務
- ●研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

高所作業車《作業床の高さ10m未満》

対象機種
- ●トラック式
- ●ホイール式
- ●クローラ式

締固め用機械《制限なし》

対象機種
- ●タイヤローラー
- ●ロードローラー
- ●振動ローラー
- ●ハンドガイドローラー

アーク溶接

対象業務
- ●アーク溶接装置の取扱い、及びアーク溶接等の作業

足場の組立て等の作業

伐木（チェーンソー）

対象業務
- ●立木の伐木、かかり木の処理又は、造材の業務

第2種酸素欠乏危険作業（硫化水素含む）

対象業務
- ●酸素欠乏危険場所での作業

フルハーネス型墜落制止用器具

テールゲートリフター

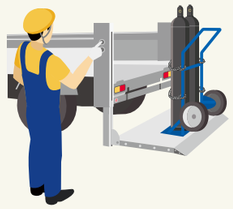

- ■ 巻上げ機（ウィンチ）の運転
- ■ 石綿使用建築物等解体等
- ■ 電気取扱作業（高圧・特高圧・低圧）
- ■ ゴンドラ　　他

安全衛生教育

事業主は危険又は有害な業務に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならないとされており、車両系建設機械運転業務従事者安全衛生教育（再教育）や職長教育、刈払機取扱作業者などがあります。

取扱い講習

- ■ 職長・安全衛生責任者
- ■ 振動工具取扱作業者（チェーンソー除く）
- ■ 刈払機取扱作業者
- ■ 木造解体作業指揮者に対する安全教育
- ■ 丸のこ等取扱従事者　　他

危険有害業務従事者教育（概ね5年ごと）

- ●車両系建設機械（整地等）再教育
- ●車両系建設機械（基礎工事用）再教育
- ●玉掛け再教育
- ●フォークリフト再教育

能力向上教育（概ね5年ごと）

- ●職長・安責能力向上教育（再教育）

専門教育

取扱い講習

建築物石綿含有建材調査者

（詳細はP9をご確認ください。）

出張講習対応いたします

要望❶ 講習日時や場所を指定したい

講習の日時や開催場所を確認して、対応させていただきます

要望❷ 複数資格を短期間で取得したい

ご要望の資格が対応可能か確認して、対応させていただきます

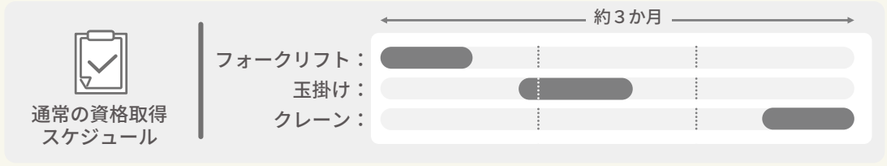

要望❸ 会社で使用している機械で講習して欲しい

講習に使用できる機械（法令に沿った検査の有無、講習要件を満たす機械など）であるか、事前に確認し講習を行います

ご要望にあわせて このようなご相談も承ります

・新入社員や社員の教育計画に合わせて資格取得させたい

お近くの教習所へお気軽にご相談ください

外国語講習も充実しています

10か国語以上の対応！

ベトナム語	ポルトガル語
インドネシア語	トルコ語
英語	ミャンマー語
中国語	タガログ語
スペイン語	ベンガル語
タイ語	

※対応言語、対象講習は教習所によって異なります。
詳しくはお問い合わせください。

さまざまな国籍の方が受講しています！
〈受講者国籍の一例〉

対象講習も10種類以上！

技能講習

玉掛け
小型移動式クレーン
ガス溶接
車両系建設機械（整地等）
車両系建設機械（解体用）
フォークリフト
床上操作式クレーン

特別教育

小型車両系建設機械（整地等）
ローラー
クレーン
フルハーネス型墜落制止用器具
アーク溶接
粉じん作業

安全衛生教育

チェーンソー以外の振動工具
取扱者安全衛生教育

オンラインを活用した講習をはじめました

PCTオンライン らくトレ

●パソコン等インターネット端末があれば、受講可能！
●講習会場から離れた場所からの受講ができる！
●順次講習種目を開講！最新情報はHPで確認

より多くの人に「安全」や「技術」を届けることのできる「オンライン講習」を開講しています。
教習所での講習同様、資格取得頂けます。

詳細 講習種目 申込み

URL:https://service.pctc.co.jp/rakutra/

e-ラーニング講習　WEB上で完結！申込～講座受講～修了証発行申請まで！

活用例　各々の業務時間が異なる場合、下記のようなシフトの組み方ができます。

e-ラーニング講習は、インターネット環境が必要になります。
パソコン、スマートフォン等利用条件があるため、申込みの際は、事前にご確認ください。

リモート講習　最寄りの教習所で開催していない講習を最寄りの教習所から遠隔で受講頂けます

活用例　京都教習所で開催している講習を、宮城教習所の教室で受講

※技能講習は対応しておりません。対応種目については、事前にお問い合わせ下さい。

ICT施工講習について

「完全体験型」のICT施工講習
とりあえず触ってみる!!
～実践アイコンストラクション～

講習日程 講習会場 ご予約

https://service.pctc.co.jp/ict_detail/

講座名	時間	料金(税込)	場所
A:情報化施工のための基礎知識	13:00～15:00	8,800円	Teams（ウェビナー）
B:現場準備	9:30～16:30	22,000円	日立建機ICTデモサイト
C:写真測量と点群生成			日立建機ICTデモサイト
D:3次元設計データ作成			株式会社PCT　本社
E:ICT建機操作		33,000円	日立建機ICTデモサイト
手軽に出来る小規模ICT	9:00～16:30		株式会社PCT　茨城教習所

※A講座はTeamsを用いた講習です。
※手軽にできる小規模ICT講座は、「R4年度チャレンジいばらき簡単活用型」を参考にした講習です。

お問合せ　DX推進部　電話：0800-088-0258（無料）　平日：10時～17時
メール：admin-kyosyu@pctc.co.jp

新しい講習のご案内

PCTではより多くのお客様にサービスを提供できるようさらなる講習を開始していきます。
現在、東京・神奈川・大阪の3拠点で実施している一部の作業主任者講習などは今後開催拠点を拡大していきます。

■ 作業主任者講習の実施

一部の危険有害な業務においては、都道府県労働局長の免許取得者や一定の技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任しなければなりません。
PCTでは以下の作業主任者講習を実施しています。

地山掘削及び土止め支保工
型枠支保工の組立て等
足場の組立て等
有機溶剤（衛生系）
特化物及び四アルキル鉛等（衛生系）
酸欠・硫化水素危険（衛生系）
石綿（衛生系）

酸欠・硫化水素作業主任者技能講習での救急蘇生実技

■ 専門教育：建築物石綿含有建材調査者講習

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和２年７月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました。（石綿則第３条、関係告示）
建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

教習所/教習種目

●は定期コース　▲は不定期コース

		北海道	旭川	宮城	茨城	水戸	栃木	群馬	埼玉	東京	神奈川	相模原	山梨	愛知	京都	大阪	岡山	福岡
実技教習	移動式クレーン				●						●				●			
	クレーン・デリック(クレーン限定)	●									●							
技能講習	車両系建設機械(整地、運搬、積込及び掘削用)	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●
	車両系建設機械(基礎工事用)	●							●			●		●	●		●	●
	車両系建設機械(解体用)	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●
	小型移動式クレーン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	玉掛け	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	不整地運搬車	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●
	床上操作式クレーン	●			▲	▲	●	●		●	●		●			●		●
	フォークリフト	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	高所作業車	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	ガス溶接作業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●
	ショベルローダー等										●							
	地山掘削及び土止め支保工作業主任者									●	●							
	型枠支保工の組立て等作業主任者									●	●							
	足場の組立て等作業主任者									●	●					●		
	有機溶剤作業主任者									●	●					●		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者									●	●					●		
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者									●	●							
	石綿作業主任者									●	●					●		

(諸事情により変更になる場合があります)

●は定期コース　▲は不定期コース

		北海道	旭川	宮城	茨城	水戸	栃木	群馬	埼玉	東京	神奈川	相模原	山梨	愛知	京都	大阪	岡山	福岡
特別教育	小型車両系建設機械(整地、運搬、積込及び掘削用)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	小型車両系建設機械(基礎工事用)	▲					●	▲										
	小型車両系建設機械(解体用)			▲				●										
	ローラー	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●
	フォークリフト(1t未満)				▲	▲	▲			●	●	●	▲	●		●		
	自由研削砥石	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	アーク溶接	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
	高所作業車(10m未満)			▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	クレーン(5t未満)		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第二種酸素欠乏危険作業			●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		▲	●
	粉じん作業			●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		▲	●
	巻上機の運転の業務	▲		●	●	●												
	伐木等の業務	●	●	●	●	●	●	●			●		●	●	●			
	石綿使用の建築物等の解体業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●				
	電気取扱 (高圧・特高圧)(活線作業及び活線近接作業は除く)									●	●					●		
	電気取扱(低圧)(活線作業及び活線近接作業は除く)				●	●	●			●	●			●		●		●
	タイヤ空気充てん						●											
	足場の組立て等の作業			●	●	●	●	●	▲	●	●	●		●	●	●	●	●
	フルハーネス型墜落制止用器具	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	ゴンドラ									●	●							
	テールゲートリフター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
安全衛生教育	車両系建設機械(整地等)(再教育)	●	●	▲				●	▲				▲					
	車両系建設機械(基礎工事用)(再教育)	▲																▲
	玉掛け(再教育)	●	●				▲	●	▲				▲					
	フォークリフト(再教育)				▲	▲	▲	●	▲			▲	▲					▲
	木造解体作業指揮者に対する安全教育			●	●	●	▲	●	▲									
	振動工具取扱作業者	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●		●	●
	刈払機取扱作業者	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	職長・安全衛生責任者	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●		●	●
	職長・安全衛生責任者(再教育)			●			▲	●	▲					▲				
	有機溶剤作業従事者													●				
	丸のこ等取扱従事者	●	●	●	●	●	▲	●	●			●	●	●	●		●	●
専門教育	建築物石綿含有建材調査者									●	●					●		

(諸事情により変更になる場合があります)

補足資料

クレーン等の運転資格による運転可能な機械と玉掛け作業

クレーン等運転資格の種類		クレーン等の種類	つり上げ荷重	5t以上						5t未満			1t以上5t未満	1t未満	注意
				クレーン	床上運転式クレーン（運転士が荷とともに移動しなくても運転できるもの）	床上操作式クレーン（運転士が荷とともに移動しなければ運転できないもの）	移動式クレーン	デリック	揚貨装置（制限荷重5t以上）	クレーン	デリック	揚貨装置（制限荷重5t未満）	小型移動式クレーン	小型移動式クレーン	玉掛け技能講習修了者とみなす
免許	S37年10月までに取得	起重機運転士		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	S37年11月～	クレーン運転士		●	●	●	●			●			●	●	●
		デリック運転士						●			●				●
		揚貨装置運転士							●			●			●
	S47年4月～	クレーン運転士		●	●	●				●					●※
		移動式クレーン運転士					●						●	●	●※
		デリック運転士						●			●				●※
		揚貨装置運転士							●			●			●※
	H10年3月～	クレーン運転士（床上限定）			●	●				●					
	H18年4月～	クレーン・デリック運転士（限定なし）		●	●	●		●		●	●				
		同上（クレーン限定）		●	●	●				●					
		同上（床上運転式限定）			●	●				●					
講技習能	床上操作式クレーン					●				●					
	小型移動式クレーン												●	●	
特別教育	クレーン									●					
	移動式クレーン													●	
	デリック										●				
	揚貨装置											●			

※但し、昭和53年10月1日以降の免許証は別途玉掛け技能講習修了証が必要

建設機械施工管理技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係

●印は有資格者　▲印は必要な講習科目を一部免除　×印は免除なし

建設機械施工管理技士 ＼ 技能講習の種類		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	車両系建設機械（解体用）運転技能講習	不整地運搬車運転技能講習	高所作業車運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習
1級建設機械施工管理技士		● ただし、トラクター系又はショベル系建設機械に相当する操作施工法を選択した者	● ただし、基礎工事用建設機械に相当する操作施工法を選択した者	（注）●（▲） ただし、ショベル系建設機械に相当する操作施工法を選択した者	● ただし、トラクター系建設機械に相当する操作施工法を選択した者	▲	▲ ただし、ショベル系又は基礎工事用建設機械に相当する操作施工法を選択した者
		▲ 上記以外の者	▲ 上記以外の者	▲ 上記以外の者	▲ 上記以外の者		
2級建設機械施工管理技士	第1種	●	▲	▲	●	▲	×
	第2種	●	▲	（注）●（▲）	▲	▲	▲
	第3種	●	▲	▲	▲	▲	×
	第4種	▲	▲	▲	▲	▲	×
	第5種	▲	▲	▲	▲	▲	×
	第6種	▲	●	▲	▲	▲	▲

（注）車両系建設機械（解体用）運転技能講習●（▲）については、平成25年7月の改正労働安全衛生規則の施行に伴う、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という。）が車両系建設機械に新たに追加されたため、鉄骨切断機等については運転業務には就くことができない。
既存のブレーカについては運転業務に就くことができる。よって、1級（2種相当）及び2級（2種）の有資格者であったとしても、上記鉄骨切断機等の運転業務に就く場合には、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を受講する必要がある。

人材開発支援助成金について

事業主が従業員の技能向上のために要した経費や賃金の一部を国が助成する制度です。

対象となる方：下記条件を満たす**中小建設業事業主**

1. 資本金3億円以下、または従業員300人以下
2. 雇用保険率が18.5/1000（令和5年4月～）に加入
3. 受講者が被保険者で、受講時間の7割を終了していること
4. 受講料は会社で負担すること
5. 受講期間中、受講者へ賃金を支払うこと（残業代、休日受講分も含む）

※雇用保険率・受給対象のご確認やお問い合わせは所轄の労働局（またはハローワーク）へ

支給までの流れ

①助成対象講習
※受講料は事前にお支払いいただきます。

②支給書類申請

③受理後、助成金の支給

わずかな費用で資格取得が可能！

助成対象講習

免許

クレーン運転実技、移動式クレーン運転実技

技能講習

車両系建設機械（整地等）（解体用）（基礎工事用）、玉掛け、小型移動式クレーン、高所作業車、床上操作式クレーン、不整地運搬車、ガス溶接、地山掘削及び土止め支保工作業主任者、型枠支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、有機溶剤作業主任者、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者、石綿作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

特別教育

小型車両系建設機械（整地等）（解体用）（基礎工事用）、ローラー、アーク溶接、巻上機、玉掛け（1t未満）、高所作業車（10m未満）、クレーン（5t未満）、足場の組立て等、ゴンドラ、電気取扱（高圧・低圧）、フルハーネス型墜落制止用器具、自由研削といし、ロープ高所作業、粉じん作業、第二種酸素欠乏危険作業、石綿使用の建築物等の解体業務

安全衛生教育

車両系建設機械（整地等）運転業務従事者教育、玉掛業務従事者安全衛生教育

※制度の内容が変更となる場合があります。最新の内容やご不明な点は所轄の労働局（またはハローワーク）へお問い合わせください。